

発議案第 2 号

新川周辺地区都市再生整備計画の一部の事業別賛否を問う八千代市住民
投票条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第
1 項の規定により提出します。

平成 2 3 年 2 月 2 3 日

八千代市議会

議長 林 利 彦 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一	㊟
	同	原 弘 志	㊟
	同	堀 口 明 子	㊟
	同	中 村 健 敏	㊟
	同	橋 本 淳	㊟
賛成者	八千代市議会議員	松 崎 寛 文	㊟
	同	小 林 恵美子	㊟

提案理由

平成22年10月に八千代市の財務部長名で出された「平成23年度予算編成について」に、本市の「平成23年度予算は、依然として非常に厳しい財政状況の下での編成となる」と書かれている以上、少なくとも、新川周辺地区都市再生整備計画（関連事業を含む）の総費用の6割以上を占める4事業については、事業別に市民の賛否を問う必要がある。そのための住民投票条例を制定する。

これが、本案を提出する理由である。

新川周辺地区都市再生整備計画の一部の事業別賛否を問う八千代市住民
投票条例

(目的)

第1条 この条例は、八千代市の新川周辺地区都市再生整備計画の一部の事業別の賛否について、八千代市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 新川周辺地区都市再生整備計画とは、八千代市が平成22年3月25日付けで国土交通大臣から計画の確認及び交付通知を受けた新川周辺地区都市再生整備計画（以下「整備計画」という。）のことをいう。ただし、やちよふれあいの農業の郷については、整備計画に記載されている関連事業分を含むものとする。

(住民投票)

第3条 第1条の目的を達成するため、整備計画のうち、中央図書館、市民ギャラリー、総合グラウンド、やちよふれあいの農業の郷の4事業（以下「4事業」という。）について、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行とその措置)

第4条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を八千代市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(情報公開と説明責任)

第5条 市長は、住民投票の実施に際し、4事業の計画内容、事業費、財源、人件費を含む完成後の管理運営費見込み及びそれらの根拠となる情報等、市民が賛否の判断をするために必要な情報の公開とその説明に努めなければならない。

(住民投票の実施と期日)

第6条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から90日以内の日曜日とし、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に投票日の40日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の8日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第7条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において、八千代市に住所を有する者であつて、前条第3項に規定する告示の日において八千代市の選挙人名簿(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。)に登録されている者及び告示の日の前日(年齢にあつては、投票日)において八千代市の選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第8条 市長は、投票資格者について、4事業の賛否を問う住民投票についての投票資格者名簿を作成しなければならない。

(投票の方法)

第9条 投票資格者は、投票日に自ら住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、用意された所定の投票用紙を用い投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則に定める理由により投票日に投票所に自ら行くことができない投票資格者は、規則の定めるところにより投票することができる。

(投票の方式)

第10条 投票は無記名投票とする。

2 投票は1人1事業につき1票とする。

3 投票資格者は、4事業のそれぞれにつき、平成26年度末までの整備に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、平成26年度末までの整備に反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。

らない。

4 前項の規定にかかわらず、身体の障がいその他の理由により自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票資格者は、規則の定めるところにより代理投票をすることができる。

5 前4項の規定にかかわらず、目にハンディキャップを持つ投票資格者は、規則の定めるところにより点字投票をすることができる。

(投票の効力の決定)

第11条 投票の効力の決定に際しては、次条の規定に反しない限りにおいて、投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第12条 住民投票において、次の各号いずれかに該当する投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号を投票用紙の賛成欄と反対欄のいずれにも記載したもの

(3) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれに記載したのか判別しがたいもの

(4) 白紙投票

(5) ○の記号を、第10条第4項又は同条第5項に該当しないにもかかわらず、自ら記載しないことが明らかなもの

(投票運動)

第13条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等により、市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第14条 この条例に定めるもののほか、投票場所、投票時間、投票立会人、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、同法施行令(昭和25年政令第89号)、同法施行規則(昭和25年総理府令第13号)、八千代市公職選挙法令執行規程(昭和53年八千代市選管規程第1号)及び八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)

の規定によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は投票時間を4時間を超えない範囲で短縮することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は期日前投票所の数を1箇所のみとすることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は選挙管理委員会と協議の上、住民投票の告示の日までに開票日を投票日又は投票の翌日のいずれかに決定し、告示の日までに公表しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は4名の開票立会人を告示の日から市のホームページ及び告示と同じ方法で告示の日から4日後まで投票資格者の中から公募し、4名を超える応募者があった場合は、公開の場での抽選で決定するものとする。開票立会人の報酬は、開票時間が4時間を超えない時は八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例別表第4に定めた額に2分の1を乗じた額とし、開票時間が4時間を超えた場合は超過した1時間を超えるごとに1,100円加算するものとする。

(結果の告示等)

第15条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の通知を受けたときは、速やかに市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第16条 市長及び市議会は地方自治の本旨に基づき、4事業の実施について、住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数の意思を尊重しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から10日以内に施行する。

(失効)

- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。